

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00011256

2022年12月7日

| | |
|-----|--|
| 発信課 | 保健所健康推進課 |
| 担当者 | 飛田 |
| 連絡先 | 電 話 2954 |
| | F A X |
| | E-mail kenkousuisin@city.asahikawa.lg.jp |

| | |
|---------------------------------------|--|
| 分 類 | イベント・行事 [] 募集 [] 契約・入札 [] 会議・説明会 [] その他 [○] |
| 日 程 | 令和4年12月7日（水） 14：30 |
| 発表項目 （行事名） | 旭川市内における水痘（水ぼうそう）の注意報発令について |
| 概 要 （趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。） | 旭川市内における水痘（水ぼうそう）の注意報発令について |
| 添付資料 | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> |
| 報道（取材）に当 たってのお願い | |
| 備 考 | 報道依頼のみ |

各報道機関 様

旭川市内における水痘（水ぼうそう）の注意報発令について

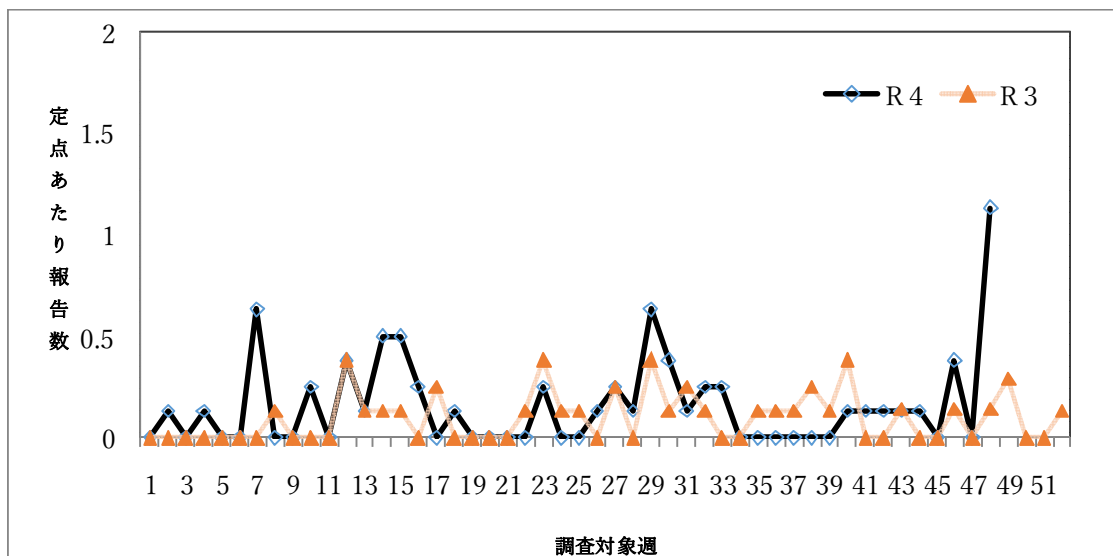
令和4年12月7日（水）
旭川市保健所健康推進課
連絡先 26-1111 内線 2954・2955

本市の感染症発生動向調査において、水痘が流行発生注意報発令の基準値を超えましたのでお知らせします。

報道機関の皆様におかれましては、市民の方に対する予防対策の呼びかけについて、御協力を賜りますようお願いいたします。

1 旭川市内の「水痘」の流行状況

本市の感染症発生動向調査によると、水痘については、令和4年第48週（11月28日～12月4日）に、1定点当たりの報告数が1.13人に達し、流行発生注意報の基準値（1定点当たり1人）を超えました。（旭川市の定点医療機関数：8医療機関）



※流行発生注意報：基準値 1

※流行発生警報：開始基準値 2，継続基準値 1

2 水痘とは

水痘帯状疱疹ウイルスによって起こる感染症です。主に子どもの病気で、9歳以下での発症が90%以上を占めるといわれています。成人での水痘もまれに見られますが、成人が水痘を発症した場合、重症化するリスクが高いといわれています。

3 水痘の症状

発しん、発熱、全身倦怠感がみられます。

潜伏期間は2週間程度（10～21日）で、成人では発しん出現前に1～2日の発熱と全身倦怠感がある場合がありますが、子どもでは通常発しんが初発症状です。

発しんは全身性でかゆみを伴い、紅斑（皮膚の表面が赤くなること）から始まり、水疱、膿疱（粘度のある液体が含まれる水疱）、を経て痂皮化（かさぶたになること）して治癒するとされています。通常は最初に頭皮、次いで体幹、四肢に出現しますが、体幹に最も多くなりま

す。

合併症の危険性は年齢により異なり、健康な子どもではあまり見られませんが、15歳以上と1歳以下では高くなります。合併症として、皮膚の二次性細菌感染、脱水、肺炎、中枢神経合併症などがあります。免疫機能が低下している場合は生命の危険を伴うことがあるので十分な注意が必要です。

4 水痘の予防

空気感染、飛沫感染、接触感染により広がります。水痘に感染した人からは、発しん出現の1～2日前から、すべての水疱が痂皮化するまで感染性があります。

- (1) 水痘の発しんが痂皮化していない患者さんとの接触は避けましょう。
- (2) 1歳から3歳未満のお子さんは2回の予防接種が定期接種となっていますので、接種していない場合は早めに済ませましょう。
- (3) 施設や家族内での予防については、患者さんとの接触後できるだけ早く（少なくとも72時間以内）に水痘ワクチンを緊急接種することにより、発症の防止、症状の軽症化が期待できます。

5 水痘にかかってしまった場合

- (1) 早めに医療機関を受診し、治療を受けましょう。
- (2) 安静にして、休養をとりましょう。
- (3) こまめに水分補給しましょう。
- (4) 発しんが痂皮化するまで、自宅療養が望ましいでしょう。

6 保健所の対応

市内医療機関、学校等に対する情報提供、注意喚起を行います。

【参考】（注意報・警報とは）

厚生労働省・感染症発生動向調査事業の一環として、定点医療機関を受診した患者数を週ごとに把握、集計し、過去の発生状況をもとに基準値を設け、保健所ごとにその基準値を超えると注意報や警報が発令されるシステム。

注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを、流行発生後であればその流行がまだ終わっていない可能性があることを示しており、警報は大きな流行の発生、継続が疑われることを示します。

水痘の発令基準は、注意報については1定点当たりの受診患者数が1週間で1人を超えた場合、警報については同じく2人を超えた場合に発令され、警報発令後は1定点当たりの受診患者数が1人を超えると警報が継続されます。なお、水痘の警報及び注意報の基準値は、平成30年第36週より改正されています。

水痘の警報・注意報についての詳細は、国立感染症研究所感染症情報センターのホームページで御覧になれます。（<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/sa/varicella.html>）

全道の水痘の流行状況は北海道感染症情報センターのホームページで御覧になれます。

（<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/604/map.html>）